

新型コロナウイルス感染予防のための 家庭での保育の協力について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 家庭での保育の協力について

保護者のみなさまには感染が疑われるような症状や37度5分以上の発熱があった場合、家庭での保育や早期受診にご協力をいただき、ありがとうございます。この度、引き続き感染予防の観点から、学校等の臨時休業が延長となりますが、保育所は引き続き通常どおりの受入れを行います。ただし、学校等が臨時休業となる期間（令和2年2月29日～3月22日まで）において、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方には、家庭での保育の協力をお願いしたいと考えております。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がないことを確認してください。熱や症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。

保育中も健康観察を行い、発熱や風邪症状が見受けられた場合には、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、当保育所において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休所を行う場合があります。また、周辺の地域などの感染状況等を勘案し、大阪市の判断により同様の対応を行う場合もあります。

大阪市新型コロナ受診相談センター：（電話：06-6647-0641）

相談受付時間：24時間

※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府：府民向け相談窓口（電話：06-6944-8197、FAX：06-6944-7579）

相談受付時間 9時から18時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

（参考）大阪市HP：新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

QRコードを
ご活用ください

